

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、大磯町長から財政的援助団体等監査の結果(社会福祉法人大磯町社会福祉協議会)に対して次のとおり措置を講じた旨の報告があったので、その内容を公表する。

令和 5 年 12 月 20 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

監査の結果により講じた措置について

1. 監査の種類

財政的援助団体等監査

2. 監査の対象部課等

町民福祉部福祉課

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会

3. 監査の範囲及び事務

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日)に執行された補助金交付団体の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

4. 監査の実施日

令和5年10月19日

5. 監査結果の公表日

令和5年11月9日

6. 指摘内容

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課における補助金交付に関する事務について監査した結果、交付された補助額に対して補助対象事業費は、満たされているものの財務処理において遺漏が発見された。補助金交付団体である社会福祉法人大磯町社会福祉協議会及び所管課である福祉課に対して、次の点について指摘する。

(指摘事項)

【補助金交付団体関係】

- ・財務処理において定款、経理規則等を遵守されていない処理が発見された。
速やかに適切な財務処理を行うよう指摘する。

【所管課関係】

- ・補助金交付団体である社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の所管課として、適切な財務処理を指導するよう指摘する。

※ 以下、補助金交付団体関係の具体的な指摘事項

(給与等に関する基準について)

- ・賃金規程は、定まっているものの「給料表」「初任給、昇給基準」「各種手当等の基準」が曖昧である。監査での聴取において「辞令の交付無し」「職員の近年の昇給が不明」「支給している手当の届出が無い」等、確認されたため給与支給に必要な基準等を作成されたい。

(支出の手続きについて)

- ・仕訳伝票の決裁印(命令印)が無く支出しているものがある。
- ・仕訳伝票の担当者印が無く支出しているものがある。
- ・監査での聴取によると仕訳伝票を打ち出さずに支出しているものがある。
- ・役員報酬支給にあたり受領印漏れが発見された。

(その他(補助対象外もあり))

- ・経理規程第 28 条の小口現金の精算時に記帳する主要簿がない。
- ・経理規程第 32 条で定められている月次試算表が作成されていない。
- ・経理規程第 41 条で定められている「資金の運用等」が遵守されず多額の現金を金庫で保管していた。
- ・令和 4 年度一般会計決算書の財産目録と金融機関残高証明書の金額に相違がある。
- ・監査での聴取によると地域福祉ボランティア活動育成事業交付金が規程によらず活動実績で交付していた。
- ・「まんてん事業」において役員へ「社会福祉法人大磯町社会福祉協議会役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程」に基づかず給与が支給されていた。

7. 処理(検討)結果

指摘事項について、社会福祉法人大磯町社会福祉協議会に対し、令和 5 年 11 月 27 日に財務処理を適正に行うよう指導を行いました。令和 5 年 12 月 7 日付で同協議会から改善状況等に関する報告書が提出されました。現在、調査委員会にて調査中の案件もあるが、改善され適正に執行してきていることが確認されました。今後は、適切な指導・確認に努めます。

8. その他

大磯町長からの報告書を添付する。

様式2

令和5年12月8日

大磯町監査委員 様

大磯町長 池田 東一郎

監査後の措置状況について（報告）

令和5年11月9日付け、磯監第54号で通知のありました標記の件について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置状況を報告します。

1 監査の種類

財政的援助団体等監査

町民福祉部福祉課所管 町社会福祉協議会補助金及び地域福祉ボランティア活動育成事業交付金の交付先である社会福祉法人大磯町社会福祉協議会

2 監査年月日

令和5年10月19日

3 指摘事項

【補助金交付団体関係】

（給与等に関する基準について）

- ・賃金規程は、定まっているものの「給料表」「初任給、昇給基準」「各種手当等の基準」が曖昧である。監査での聴取において「辞令の交付無し」「職員の近年の昇給が不明」「支給している手当の届出が無い」等、確認されたため給与支給に必要な基準等を作成されたい。

(支出の手続きについて)

- ・仕訳伝票の決裁印(命令印)が無く支出しているものがある。
- ・仕訳伝票の担当者印が無く支出しているものがある。
- ・監査での聴取によると仕訳伝票を打ち出さずに支出しているものがある。
- ・役員報酬支給にあたり受領印漏れが発見された。

(その他(補助対象外もあり))

- ・経理規程第 28 条の小口現金の精算時に記帳する主要簿がない。
- ・経理規程第 32 条で定められている月次試算表が作成されていない。
- ・経理規程第 41 条で定められている「資金の運用等」が遵守されず多額の現金を金庫で保管していた。
- ・令和 4 年度一般会計決算書の財産目録と金融機関残高証明書の金額に相違がある。
- ・監査での聴取によると地域福祉ボランティア活動育成事業交付金が規程によらず活動実績で交付していた。
- ・「まんでん事業」において役員へ「社会福祉法人大磯町社会福祉協議会役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程」に基づかず給与が支給されていた。

【所管課関係】

- ・補助金交付団体である社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の所管課として、適切な財務処理を指導すること。

4 措置状況 (措置をした時期、措置内容等を記載する。)

指摘事項について、社会福祉法人大磯町社会福祉協議会に対し、令和 5 年 11 月 27 日に財務処理を適正に行うよう指導を行いました。

令和 5 年 12 月 7 日付で同協議会から別添のとおり改善状況等に関する報告書が提出されました。

現在、調査委員会にて調査中の案件もあるが、改善され適正に執行してきていることが確認されました。

今後は、適切な指導・確認に努めます。

5 その他

「調査委員会の調査結果」につきましては、現在、調査が完了していないので、調査が完了次第、提出いたします。

令和5年12月7日

大磯町町民福祉部福祉課長 殿

大磯町社会福祉協議会
会長 鈴木 豊男子
(公印省略)

財政援助団体等監査結果に対する改善状況等について (回答)

令和5年11月27日付けにてご依頼のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

1 指摘事項

【補助金交付団体関係】

(給与等に関する基準について)

- ・賃金規程は、定まっているものの「給料表」「初任給、昇給基準」「各種手当等の基準」が曖昧である。監査での聴取において「辞令の交付無し」「職員の近年の昇給が不明」「支給している手当の届出が無い」等、確認されたため給与支給に必要な基準等を作成されたい。

(改善状況)

令和5年11月30日開催、第8回理事会におきまして、当協議会における「就業規則」「賃金規程」「退職金規程」の全面的な見直しを行い、承認されました。なお、施行日は、令和6年1月1日です。

(支出の手続きについて)

- ・仕訳伝票の決裁印(命令印)が無く支出しているものがある。

- ・仕訳伝票の担当者印が無く支出しているものがある。

- ・監査での聴取によると仕訳伝票を打ち出さずに支出しているものがある。

- ・役員報酬支給にあたり受領印漏れが発見された。

(改善状況)

調査委員会を組織し、当時の関係者からヒアリングを行っております。調査委員会にて、調査報告として整理し報告する予定です。

(その他(補助対象外もあり))

- ・経理規程第28条の小口現金の精算時に記帳する主要簿がない。

(改善状況)

令和5年度より作成し、管理運営しております。

・経理規程第 32 条で定められている月次試算表が作成されていない。

(改善状況)

前年度からの繰り越し状況の整理を行い、令和 5 年 4 月分から 10 月分までの試算表の作成を行い、内容の確認を完了しました。11 月分より、毎月作成する準備を整えています。

・経理規程第 41 条で定められている「資金の運用等」が遵守されず多額の現金を金庫で保管していた。

(改善状況)

令和 5 年 10 月 6 日に、適切な預金口座への入金を完了しております。

・令和 4 年度一般会計決算書の財産目録と金融機関残高証明書の金額に相違がある。

(改善状況)

調査委員会を組織し、当時の関係者からヒアリングを行っております。調査委員会にて、調査報告として整理し報告する予定です。

・監査での聴取によると地域福祉ボランティア活動育成事業交付金が規程によらず活動実績で交付していた。

(改善状況)

令和 5 年度より、規程に合わせた運用に改めました。

・「まんてん事業」において役員へ「社会福祉法人大磯町社会福祉協議会役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程」に基づかず給与が支給されていた。

(改善状況)

調査委員会を組織し、当時の関係者からヒアリングを行っております。調査委員会にて、調査報告として整理し報告する予定です。

以 上